（7）設備及び運営の基準

○養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

平成24年10月11日条例第56号

改正

平成27年３月19日条例第10号
平成28年３月22日条例第17号
平成30年３月22日条例第15号
令和３年３月25日条例第10号
令和６年３月21日条例第14号
令和７年３月21日条例第14号
令和８年３月23日条例第21号

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　設備及び運営に関する基準（第３条―第29条）
第３章　雑則（第30条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第１項の規定により、養護老人ホーム（法第20条の４に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（基本方針）

第２条　養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

２　養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

３　養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

４　養護老人ホームは、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

第２章　設備及び運営に関する基準

（構造設備の一般原則）

第３条　養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

２　養護老人ホームの設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

（設備の専用）

第４条　養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

（職員の資格要件）

第５条　養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第

19条第１項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に２年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
２　養護老人ホームの生活相談員は、社会福祉法第19条第１項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
（職員の専従）
第６条　養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。
（運営規程）
第７条　養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（１）　施設の目的及び運営の方針
（２）　職員の職種、員数及び職務の内容
（３）　入所定員
（４）　入所者の処遇の内容
（５）　施設の利用に当たっての留意事項
（６）　非常災害対策
（７）　虐待の防止のための措置に関する事項
（８）　その他施設の運営に関する重要事項
（非常災害対策）
第８条　養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。
２　養護老人ホームは、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
（記録の整備）
第９条　養護老人ホームは、その設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
２　養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間（第３号から第５号までに掲げる記録にあっては、５年間）保存しなければならない。
（１）　処遇計画
（２）　その行った具体的な処遇の内容等の記録
（３）　第15条第５項の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由の記録
（４）　第26条第２項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
（５）　第28条第３項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録
（規模）
第10条　養護老人ホームは、20人以上（特別養護老人ホーム（法第20条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。第12条において同じ。）に併設する場合にあっては、10人以上）の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。
（設備）
第11条　養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす養護老人ホームの建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、この限りでない。
２　養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、その一部を設けないことができる。
（１）　居室

（２） 静養室
（３） 食堂
（４） 集会室
（５） 浴室
（６） 洗面所
（７） 便所
（８） 医務室
（９） 調理室
(10) 宿直室
(11) 職員室
(12) 面談室
(13) 洗濯室又は洗濯場
(14) 汚物処理室
(15) 霊安室
(16) 事務室その他運営上必要な設備
３　前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。
（職員）
第12条　養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ､かつ､入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては調理員を置かないことができる。
（１） 施設長
（２） 医師
（３） 生活相談員（そのうち規則で定める員数を主任生活相談員とする。）
（４） 支援員（そのうち規則で定める員数を主任支援員とする。）
（５） 看護職員（看護師又は准看護師をいう。）
（６） 栄養士又は管理栄養士
（７） 調理員、事務員その他の職員
２　前項各号に掲げる職員の員数の基準は、規則で定める。
３　第１項の規定にかかわらず、規則で定める養護老人ホームにあっては、規則で定めるところにより、特定の職員を置かないことができる。
（入退所）
第13条　養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
２　養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。
３　養護老人ホームは、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。
４　養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
５　養護老人ホームは、入所者の退所後も、必要に応じ、その者及びその家族等に対する相談援助その他の適切な援助に努めなければならない。
（処遇計画）
第14条　施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
２　前項の規定による業務を担当する生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成しなければならない。
３　前項の生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わ

なければならない。
（処遇の方針）
第15条　養護老人ホームは、入所者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行わなければならない。
２　入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
３　養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
４　養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入所者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為（次項及び第６項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
５　養護老人ホームは、入所者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。
６　養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
（１）　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。
（２）　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
（３）　支援員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
（食事）
第16条　養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜(し)好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。
２　入所者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。
（相談等）
第17条　養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
２　養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。
３　養護老人ホームは、要介護認定（介護保険法（平成９年法律第123号）第19条第１項に規定する要介護認定をいう。）の申請その他の入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。
４　養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
５　養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
６　養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。
７　養護老人ホームは、１週間に２回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
８　養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。
（居宅サービス等の利用）
第18条　養護老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第２条第１項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合には、その心身の状況、その置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。第21条において同じ。）を受けることができるよう、必要な措置を講じなければならない。
（健康管理）
第19条　養護老人ホームは、入所者について、その入所時及び毎年定期に２回以上健康診断を行わなければならない。
（施設長の責務）

第20条　施設長は、養護老人ホームの職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
２　施設長は、職員に第７条から第９条まで、第13条から前条まで及び次条から第29条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
（生活相談員の責務）
第21条　生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。
（１）　入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第８条第24項又は第８条の２第16項に規定する居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第８条第24項又は第８条の２第16項に規定する居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
（２）　第26条第２項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録を行うこと。
（３）　第28条第３項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。
２　主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。
３　前２項に規定する生活相談員の業務に関する特例は、規則で定める。
（勤務体制の確保等）
第22条　養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
２　前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。
３　養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
４　養護老人ホームは、職員（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の入所者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
５　養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、当該養護老人ホームにおいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。
（業務継続計画の策定等）
第22条の２　養護老人ホームは、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対し処遇を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
２　養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
３　養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
（衛生管理等）
第23条　養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
２　養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。
（協力医療機関等）
第24条　養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる医療機関（第３号の医療機関にあっては、病院に限る。）との間で、入所者への医療の提供に関し協力を得ることについて合意しておかなければならない。
（１）　入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確

保している医療機関
（２） 当該養護老人ホームから入所者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保している医療機関
（３） 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は次項に規定する協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している医療機関
２　養護老人ホームは、第１項の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）との間で、１年に１回以上、入所者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
３　養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、養護老人ホームにおいて新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法を取り決めるよう努めなければならない。
４　養護老人ホームは、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、養護老人ホームにおいて新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。
５　養護老人ホームは、協力医療機関その他の医療機関に入院した入所者が、退院が可能となった場合においては、当該養護老人ホームに速やかに入所することができるよう努めなければならない。
６　養護老人ホームは、あらかじめ、特定の歯科医療機関との間で、入所者が必要とする歯科医療の提供に関し当該歯科医療機関の協力を得ることについて合意しておくよう努めなければならない。
（秘密保持等）
第25条　養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
２　養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
（苦情解決）
第26条　養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
２　養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
３　養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
４　養護老人ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
５　養護老人ホームは、社会福祉法第85条第１項の規定により同法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。
（地域との連携等）
第27条　養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならない。
２　養護老人ホームは、その運営に当たっては、その行った処遇に関する入所者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
（事故発生の防止及び発生時の対応）
第28条　養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。
２　養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
３　養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければなら

ない。
４　養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
（虐待の防止）
第29条　養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。
第３章　雑則
（補則）
第30条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　昭和41年10月１日前から引き続き存する養護老人ホームについては、第10条及び第11条第１項の規定は、当分の間、適用しない。
３　昭和62年３月９日前から引き続き存する養護老人ホームについては、第11条第２項第14号の規定にかかわらず、当分の間、汚物処理室を設けることを要しない。
４　令和３年４月１日から令和６年３月31日までの間における第23条第２項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、支援員その他の職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければ」とする。
５　令和３年４月１日から同年９月30日までの間における第28条第１項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、当該措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くよう努めなければ」とする。
附　則（平成27年３月19日条例第10号）
改正
平成30年３月22日条例第15号
この条例は、平成27年４月１日から施行する。
附　則（平成28年３月22日条例第17号）
この条例は、平成28年４月１日から施行する。
附　則（平成30年３月22日条例第15号）
（施行期日）
１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。（後略）
（経過措置）
２　この条例の施行の際現に介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第１条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下この項において「旧居宅サービス基準条例」という。）第76条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。次項において同じ。）が行うものについては、旧居宅サービス基準条例第76条から第78条まで及び第80条第３項の規定は、平成30年９月30日までの間、なおその効力を有する。
３　この条例の施行の際現に介護保険法第53条第１項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第２条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下この項において「旧介護予防サービス基準条例」という。）第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧介護予防サービス基準条例第73条から第75条まで及び第80条第３項の規定は、平成30年９月30日までの間、なおその効力を有する。
（既存病床数の算定）
４　平成36年３月31日までの間、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正す

る法律（平成29年法律第52号）附則第28条の規定により既存の療養病床の病床数とみなされる介護老人保険施設（介護保険法第８条第28項に規定する介護老人保険施設をいう。）及び介護医療院（介護保険法第８条第29項に規定する介護医療院をいう。）の入所定員数は、規則で定めるところにより算定した数とする。

附　則（令和３年３月25日条例第10号抄）

改正

令和６年３月21日条例第14号

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和９年３月31日までの間における第１条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第３条第３項（新指定居宅サービス等基準条例第77条第１項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第38条の２（新指定居宅サービス等基準条例第83条において準用する場合に限る。）並びに第２条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第３条第３項（新指定介護予防サービス等基準条例第74条第１項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第48条の10の２（新指定介護予防サービス等基準条例第78条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第81条及び新指定介護予防サービス等基準条例第76条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「の重要事項」とあるのは「の重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、新指定居宅サービス等基準条例第81条第１号中「まで及び第７号」とあるのは「まで」と、新指定介護予防サービス等基準条例第76条第１号中「まで及び第８号」とあるのは「まで」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

３　施行日から令和９年３月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第30条の２（新指定居宅サービス等基準条例第83条において準用する場合に限る。）及び新指定介護予防サービス等基準条例第48条の２の２（新指定介護予防サービス等基準条例第78条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（認知症の利用者等に対する介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

５　施行日から令和６年３月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第50条の２第３項、第91条第３項（新指定居宅サービス等基準条例第125条、第143条及び第171条において準用する場合を含む。）、第152条第４項（新指定居宅サービス等基準条例第176条第１項において準用する場合を含む。）及び第189条第５項、新介護予防サービス基準条例第48条の２第３項、第99条の４第３項（新指定介護予防サービス等基準条例第117条及び第145条において準用する場合を含む。）、第130条第４項（新指定介護予防サービス等基準条例第156条第１項において準用する場合を含む。）及び第165条第５項、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条第４項、新介護療養型医療施設基準条例第６条第６項、新介護老人保健施設基準条例第29条第４項、新養護老人ホーム基準条例第22条第４項、新特別養護老人ホーム基準条例第25条第４項、新軽費老人ホーム基準条例第24条第４項並びに新介護医療院基準条例第29条第４項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

附　則（令和６年３月21日条例第14号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。（後略）

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

５　施行日から令和９年３月31日までの間における新指定介護老人福祉施設基準条例第32条第１項、新介護老人保健施設基準条例第33条第１項、第５条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第24条第１項、新特別養護老人ホーム基準条例第28条第１項及び新介護医療院基準条例第33条第１項の規定の適用については、これらの規定中「しておかなければ」とあるのは、「しておくよう努めなければ」とする。

附　則（令和７年３月21日条例第14号）

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月23日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。